

2024年2月10日
トヨタカローラ南岩手株式会社

不適切な検査に関する報告と今後の対応につきまして

この度、トヨタカローラ南岩手株式会社 平泉店におきまして、指定整備の一部の検査において、検査方法が不適切であったことが判明し、国土交通省東北運輸局より道路運送車両法の規定違反があったとして、下記の通り行政処分を申し渡されました。

弊社をご利用いただいておりますお客様、ならびに、取引先の皆さまの信頼を損なう結果となり、多大なるご心配とご迷惑をおかけすることとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

また、国の指定を受けた指定自動車整備事業者として、国の検査を代行する責任ある立場にもかかわらず、このような事態を引き起こしましたことを、深く受け止め、重ねてお詫び申し上げます。

対象となるお客様へは、弊社担当スタッフよりご連絡をさせていただき、改めて該当項目の再検査を無償にて実施させていただきます。

平泉店の指定自動車整備事業の停止期間中も車検の受付を継続いたしますが、運輸支局への持ち込み車検や弊社他店舗での車検になるため、従来よりもお車をお預かりする期間が長くなることとなります。お客様には大変ご不便とご迷惑をおかけしますことを改めてお詫び申し上げます。

このたびの行政処分を真摯に受け止め、全店舗社内監査の強化と教育の徹底を図り、法令を遵守した正しい仕事を行い、お客様への安全・安心をご提供できるよう職場の風土や環境、業務の仕組みの改善など再発防止に取り組んでまいります。今後も変わらぬご用命を賜りますようお願い申し上げます。

記

【法令違反による行政処分の内容】

- 行政処分内容：平泉店における指定自動車整備事業の70日間の停止
(停止期間 2024年2月10日～2024年4月19日)
- 検査項目：ヘッドライト検査
- 法令違反内容：ヘッドライトとヘッドライトテスターの不適切な距離で検査を実施
- 原因：教育不足による誤認識
- 対象期間および対象台数：2021年6月24日～2023年6月21日 949台/2,366台中

【本件に関するお問い合わせ先】

トヨタカローラ南岩手株式会社 本社相談窓口 0198-26-5000
トヨタカローラ南岩手株式会社 平泉店 0191-46-4330
営業時間 10:00～18:00 月曜定休